9　この了解の適用上、政府が提供した国の文民要員であって、組織された部隊の団体の一部として活動するものは、当該部隊の構成員とみなす。

附属書B　政府が提供する主要装備品及び関連する支払

1　MINUSTAH日本施設部隊（支払方法（政府が整備の責任を有する形態の提供））

二千十年二月十一日から二千十一年六月三十日まで

係数　―環境条件　一・一〇パーセント

―高負担活動条件　一・三〇パーセント

―敵対行為・緊急放棄　一・〇〇パーセント

―長距離輸送　四・五〇パーセント

装備品目	数量	支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を除く。）米ドル	支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を含む。）米ドル	合計支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を含む。）米ドル
強固な構造の施設				
強固な構造の浴室設備（五十人）	四	一六三・〇〇	一七一・〇六	六八四・二四
小計				六八四・二四米ドル
コンテナ				
弾薬保管コンテナ	一	二六〇・〇〇	二六八・一九	二六八・一九
その他コンテナ	二九	七二・〇〇	七四・〇八	一、一四八・三二
小計				二、四一六・五一米ドル
支援車両（軍用仕様）				
救急車	一	一、一五五・〇〇	一、二〇〇・三二	一、二〇〇・三二
軍用無線付きジープ（四輪駆動）	三	一、三〇三・〇〇	一、三八一・五二	四、一四四・五六
整備用中型トラック	一	一、四五七・〇〇	一、五二六・九七	一、五二六・九七
運送用トラック（六トンから十トンまで）	一〇	一、九二五・〇〇	二、〇二四・二〇	二〇、二四二・〇〇
運送用トラック（ジープ型）（一・五トン以下）	三	一、一四三・〇〇	一、二一二・九三	三、六三八・七九
水運搬用トラック（五千リットル以上一万リットルまで）	二	一、八〇〇・〇〇	一、八九二・三〇	三、七八四・六〇
クレーントラック（十トンまで）	四	九〇二・〇〇	九三三・四〇	三、七三三・六〇
重レッカー（五トンを超えるもの）	一	三、八三〇・〇〇	四、〇一二・三二	四、〇一二・三二
冷凍冷蔵庫トラック（二十フィート以下）	一	七六七・〇〇	七九二・六六	七九二・六六
タンク車（五千リットル以上一万リットルまで）	一	一、八四七・〇〇	一、九二八・四三	一、九二八・四三
牽引トラック（牽引重量四十トンまで）	八	一、五五七・〇〇	一、六三二・六二	一三、〇六〇・九六
小計				五八、〇六五・二二米ドル
土木車両				
大型ブルドーザー（D八A）	二	三、二三二・〇〇	三、四〇八・一七	六、八一六・三四
小型ブルドーザー（D四及びD五）	一	一、三七〇・〇〇	一、四五三・二三	一、四五三・二三
中型ブルドーザー（D六及びD七）	二	二、四一四・〇〇	二、五五〇・九四	五、一〇一・八八
自走コンプレッサー（特別事例）	一	一、二三一・三九	一、二八八・八一	一、二八八・八一
大型トラッククレーン（二十五トンから三十トンまで）	二	二、四八九・〇〇	二、五九三・七四	五、一八七・四八
油圧ショベル（一立方メートルまで）	四	一、六八三・〇〇	一、七七九・七四	七、一一八・九六
中型バケットローダー（一立方メートルから二立方メートルまで）	三	二、一〇五・〇〇	二、二二八・三七	六、六八五・一一
一般用グレーダー	二	二、一九〇・〇〇	二、三二二・一六	四、六四四・三二
ダンプトラック（十立方メートルまで）（軍用仕様）	二四	一、五六二・〇〇	一、六三〇・一九	三九、一二四・五六
溶接車（特別事例）	一	一、〇〇五・八九	一、〇六三・二四	一、〇六三・二四
小計				七八、四八三・九三米ドル
資材取扱装備品				
不整地用フォークリフト（一・五トンまで）	三	一、一九四・〇〇	一、二四五・一六	三、七三五・四八
小計				三、七三五・四八米ドル
トレーラー				
セミトレーラー（二十トンから四十トンまで）	八	八〇六・〇〇	八五〇・九四	六、八〇七・五二
水運搬用トレーラー（二千リットルまで）	一	三〇四・〇〇	三二〇・九五	三二〇・九五
小計				七、一二八・四七米ドル